



国土地理院地図を加工して作成

凡例

-  今回特別通過交通を追加適用するルート(四輪車、自動二輪・原動機自転車、軽車両及び歩行者)
-  特別通過交通ルート(四輪車のみ)
-  特別通過交通ルート(四輪車、自動二輪・原動機付自転車)
-  常磐自動車道
-  立入規制緩和区域
(四輪車、自動二輪・原動機付自転車、軽車両及び歩行者いずれも通行可)